

東電福島第二原発訴訟

大學

一 事件の概況

福島県には、現在、双葉郡等の太平洋岸一帯に、三つの巨大な原子力発電所基地群（計一四基）と一つの火力発電所基地（二～四基）が建設される計画が進められている。右の計画がそのまま実施されると、原子力発電所が一四基で合計電気出力一三一八万千瓦、火力発電所二、四基の合計電気出力が一二〇～三二〇万千瓦となり日本はおろか、世界にも例を見ない発電所の集中過密立地となり、それのもたらすさまざまな環境破壊は計り知れないものとなるだろうとされている。

東京電力は、現在第一原子力発電所に加えて福島第一原発の南約一二kmの地点の楢葉、富岡町地点に福島第二原子力発電所を設置しようとしている。すでに用地買収は終り、昭和四八年一二月一日付で福島県から公有水面埋立の免許を得て公有水面埋立工事をなした。その前の昭和四八年八月二八日付で東京電力は、福島第二原子力発電所原子炉設置許可申請書を内閣総理大臣田中角栄に提出した。

同総理大臣は、昭和四九年四月三〇日付をもって右東京電力の申請した福島第二原子力発電所、原子炉設置に許可を与えていた。右総理大臣の許可を与えた原子炉は、濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却型（沸騰水型）で熱出力は約三三〇MW発電所出力一一〇万千瓦である。

二 訴訟上の論点

1 原告らの主張

- (1) 当事者について (2) 原告らは、福島第二原子力発電所の設置場所である

福島県双葉郡富岡町、楢葉町ならびにその周辺に居住し、原子力発電所の事故の発生の際はもちろん、平常時運転時においても、大気や海水中へ排出される放射能や温排水などによって生命・健康・生活等に重大な影響を受ける四〇三名である。

(1) 原子力発電所における核分裂は、きわめて毒性の強い、核分裂生成物である「死の灰」やプルトニウムなどの放射性物質を大量に産み出す。産み出される放射性物質の量は原子炉の発熱量に比例しているといわれている。本件福島第二原子力発電所の原子炉の場合電気出力一〇万千瓦であるから一年間操業すると広島型原爆の一〇〇〇発分、長崎型原爆のプルトニウム、約八〇発分の「死の灰」が炉内に蓄積されることになる。

放射性物質の毒性は現在の産業公害の主役となっている水銀カドミウム・PCBなどとはまったく異質なものである。この放射線による障害は原爆や原子炉の事故の場合のように一度に多量の「死の灰」がありそぎ、その放射線に体内外から被曝し「死」んだり「白血病」などの原爆症に患つたり、個人の一生だけでなく子孫に現われる遺伝的障害となる。原子力発電所においては、事故の場合はいうまでもなく、平常運転に伴う低線量放射性物質の排出によつても、右のような深刻な影響をつくる。低線量放射線がヒトに与える影響として発ガン寿命の

短縮、突然変異の発生等の晚発生障害を発現させる。いったん遺伝性障害が発生したりすると、結婚により集団の中に拡散し集団全体としての遺伝的劣化を招来するおそれがある。このように原子力発電所が設置されることによって、その周辺の住民は憲法一三条、二五条に定められている生命・自由および健康に幸福を追求する権利等が侵害される。

(2)

原子力発電所における総合的安全審査を欠いている

福島第二原子力発電所（以下福島第二原発）の原子炉は沸騰水型原子炉（BWR）と呼ばれるものである。原子炉の設置に関する許可を与えるためには、その前提として、原子力委員会において、安全審査をなし、安全性が確保できるとの審査結果がでなければならないことになっている。原発の安全性を審査したといえるためには、原発の総合的安全審査が不可欠である。すなわち、原子力発電は、核燃料の生産→原子炉の運転→発電→運転、平常時の放射能・温排水の監視、処理および事故時の防災→廃棄物の処理処分→使用済燃料の輸送、再処理→廃炉の処理、処分という全システムにおいて完結するときれいにしたがって、原子力発電の安全性確保の問題は、それらのすべてにわたつて安全性が実証され、科学的な明確がなさいなければ安全性の確保が十分であるとはいえない。なお原子力発電の場合には、このような全体システムを問題にす

運転や燃料使用の前後においてもたえず、放射性物質を放排出し、人体および生物、環境に広範かつ長期・多様な影響を与えるのは、使用燃料が炉運転はもちろん、つづける危険が発生するためである。しかし現在において、平常時運転によつてたえず放出される放射能の生物に対する遺伝的影響、とりわけ幾世代にもわたる人間への遺伝的影響や温排水による近海および生態系に対する影響等について、いまだそれぞれの専門家によつて究明されていない問題が山積している。とくに高レベル放射性廃棄物の処分や廃炉の処理・処分については納得できる見通しのない現状である。

しかも、福島第二原発の原子炉は世界でもあまり運転実績のない大型炉（一一〇万K.W.）であり、福島県浜通り地方の南北約二〇kmの狭い範囲に合計一四基（一三一七・六万K.W.）の原子力発電所が集中することになつている。このような大型化・集中化は出力増に伴う環境への日常的汚染の増大、放射性廃棄物・使用済燃料の加速的集積、事故発生確率の増大等の問題を招来せざるにはおかしい。したがつて、福島第二原発原子炉の安全審査は、単独炉ないし特定の発電サイドにかかる全体システムの総合的・科学的大型化・過密集中化によつて、さらにはどのような影響をこうむることになるのか、広域審査も含むものとしておこなわれる必要がある。したがつて原子炉等規制法二四条も右トータルシステム全体を審査

の対象としている。今回の許可処分にあつてはその審査が全く欠落している。

なお、監視体制については原子炉等規制法二三条、施行規則六条、運転規則一条の二、第一項二によって安全審査の審査事項に含まれていてるのに本件において全く審査されていない。

(3) 原子炉の健全性が保障されていないのに許可した違法性について 核燃料などの健全性が確保されていない。

① 敦賀原発では燃料被覆材の欠陥で一七〇〇キュリーのヨウ素₁₃₁の異常漏洩事故が発生し、福島第一原発一号炉でジルカロイ被覆管の化学反応が原因で放射性生成物の漏洩が起きている。また、同発電所で昭和四六年度八体、四七年度一八体、四八年度三八体の燃料集合体の破損が生じている。

② 日本原子力研究所の動力炉で容器内に無数のヘア・クラックが、浜岡一号炉や福島第一原発一号炉でバイパス管にひびわれが生じ圧力カバウンダリーの健全性は確保されていない。

③ E C C S の健全作動についての保障がされていない。L O F T 計画は現在進行中であり、一九七一年の米国のN R T Sにおけるセミスケールブローダン、およびE C C H O シリーズ後半の実験で注入水が炉心に入らず炉心が冷却されないという結果がでている。

(4) 許可処分の手続的違法性 原子力委員会は開発を推進する側と規制する側の両面をもっており、委員の任命についても基準と手続の民主的保障がないないといいう結果がでている。

五言律詩

公平のものである。また、法律の授權にもとづかず、被曝線量の「めやす」「手引」とか「審査指針」などを定めているのはなんら根拠を有しない。

と主張するが、同法は原子力の研究・開発および利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とするものであり、放射性物質等に対する規制は「公共の安全を確保」するためである。したがつて、原子炉の設置について行政による規制措置がとられ、これにより公益の維持が図られる結果として当該地域住民の生活利益も確保され得るのである。

(3)原告らの現実的な権利、利益の侵害はさぞ可も發生して、ない。

原告らの主張する利益侵害は客觀性のない危惧、懸念の範ちゅうに属するもので、放射性物質の危険一般を述べたにどまつてゐる。人類は、太古の昔から絶えず自然の放射線を受けてきたものであり、空から放射線と大地からの放射線との合計量が、九州北部において年間〇・〇八～〇・一レム、関東南部において年間〇・〇四～〇・〇六レムと計算され、これに比較すればわが国の原子力発電所から実際に放出されている周辺公衆の放曝線量は、年間わずか〇・〇〇五レム程度である。「いかなる微量な放射線でも、それを放排出する設備は人類社会に設けるべきではない」と主張するのであれば非現実的な主張である。

人間社会の發展は、自然界の危険を克服し、これを利用することによつて國られてきたものであり、現在人類はエネルギーを必要とするものであり、エネルギ

一を何にもとめるかは、今日世界情勢・経済事情等から総合的に判断し策定されなければならない高度に専門的・政策的課題である。わが国は実定法で原子力をエネルギー源とする方途を選択したのであり、その選択にあたり、原子炉の施設の周辺は極めて微量ながら放射線に被曝されることが本来考慮されているのであるから、原告らの主張は単に右の政策を批判するに帰するものである。

(四)原子炉等規制法二四条一項各号、特に四号の判断は、高度の専門的技術的な幅広い自然科学領域の知識・経験・能力を総合的に駆使してなされるべきものである。しかも原子炉に関する各種の工学的研究および放射線の人体に対する悪影響とその防護に関する各種の研究は、日進月歩し、右を判断するに必要な能力は極めて高度なものが要求される。原子力委員会は各種の「判断めやす」「いわゆる審査指針」を定めているがこれらも極めて高度の専門的技術的な自然科学上の知識、経験、能力の存在を前提としてはじめて理解される。このようなことの当否を裁判所に判断を求めるには、訴訟手続に制約があり「不毛の訴訟」を審理する負担を負わせるだけとなり争訟手続の対象とするに適しない。

(2) 原子炉は安全であり審査手続の違法はない (一)本件原子炉の設置許可申請は原子炉等規制法二四条各号に適合しており被告が設置許可処分をなしたことは適法である。原子力発電の周辺公衆被曝線量は年間0・005レムで国際防護

委員会の勧告である0・5レムを超えないようになっている。また原発は、人口密集地帯から離れており事故の場合の全身被曝線量の積算値の評価が二〇〇人以下としている。ECCSは安全に働き、まつたく作動しない事実はない。燃料やパイプの事故が発生しているのはタマタマの現象であつて、そのことによつて周辺公衆に被害を与えた事実はない。

(二)温排水などは審査の対象ではない。温排水は水質汚濁防止法、電気事業法によって規制されることになっており、使用済燃料再処理の安全性・使用済燃料等の輸送、固体廃棄物の海洋投棄・廃炉並びに国および県の監視体制等は、それぞれ原子炉等規制法二四条一項四号に該当するものではないから審査されるべき事項には当たらない。

(三)本件許可処分に用いた諸基準は憲法三一条に違反しない。安全審査の基準は、原子炉等規制法二四条一項四号に規定されており、安全審査は、この基準に基づいて行なわれている。原子力委員会は、「原子炉立地審査指針」およびその適用に関する判断のめやすについて等の各基準を策定しているが、これは原子力

委員会設置法二条に基づき右規制法の基準を具体化したものである。

(四)原子力委員会の体制及び許可処分手続について。原子力委員会の体制に対する非難や原子力基本法二条違反の主張は制度論ないし政策論であつて司法審査の対象とはなりえない。

三 原告らの主張・立証活動

状況

原告らは、最高裁昭和三七年一月一九日判決などの裁判例を詳細にあげ「法律上の利益」を有する適格者であることを明らかにしている。なお具体的・現実的

原発の危険性については、原子炉と住民の居住距離および原子炉を運転することによって日常受けている被害と事故の発生によって受けられる被害についてWASH I七四〇の報告書、一九六一年のアメリカ・アイダホ国立原子炉試験場に設置されたSLIの事故、一九七四年アメリカのAEC特別班の約八五〇件の事故報告書、米国原子力規制委員会が一九七四年の事故合計件数を一四二四件と発表

している事実、アメリカのブルックヘブン報告書で事故による死傷者約四万人、一九五七年時で約二二・五兆円の損害を出していると報告されている事実、ラスムセン報告によると原子炉から三〇km以内の住民は一〇〇レムから一〇〇レム以上の放射線の線量を受け、一〇〇から二〇%の人が早期に死ぬと報告している事実、原子力発電所からはクリプトン35やヨウ素131などが气体廃棄物として日常的に放出されており微線量によつても放射能被害が発生する事実、ワレンやセルツアラの報告、ゴフマンとタンブリンらの主張などを詳細にあげて説明し、原発の危険を明らかにしている。

さらに、原子炉の非安全性に関しては、伊方原発の判決を検討し、同判決に出された自由裁量論に対する問題、原発の住民・社会等に与える影響、原子炉の非安全性などについての主張をより具体的にしていく準備をなしているところであり、立証活動としては、次回に原子力発電に関する基本的な問題や放射能の危険性についての論文書籍等を証拠として提出し、順次提出すべき証拠の検討をすすめている。

〔関係団体連絡先〕

△ 東電福島第二原発訴訟弁護団 (福島市五老内町四一九 大学法律事務所)

五・三五一八一八五
(だいがく・はじめ 弁護士)